

## ドイツにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商 時計協	(1)	輸入許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。</li> <li>・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。</li> <li>・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。</li> </ul>	・ワシントン条約
	日機輸	(2)	関税手続きの煩雑さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事件で急遽日本から部材をハンドキャリーする必要が生じた際に、一般的に必要と考えられる書類一式を用意していたにもかかわらず、空港税関職員が対応を拒否し、部材が空港留めとなった事例があった。結局業者に手続きを代行してもらい、数日後に部材をようやく受け取った。対応を拒否するというのは極端な例と考えられるが、後日調べたところ、事前の手続き、物品コード選定等手続きが煩雑であり、輸入業者等でなければそもそも対応困難なことが判明した。</li> <li>また、一時、サッカー選手の時計、音楽奏者の楽器が関税取り締まりの対象となったことがあり、出張者の持参物(PC)を説明するレターを別途作り、対応せざるを得ないこともあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商用でハンドキャリーをする場合の手続きの簡略化。</li> <li>・出張者については、物品を持ち込んでも再度持ち出すことが明らかなので、申告方法など税関側が明示し、不要な手続き、負担を減らすべき。</li> </ul>	・関税法
14 税制	JBMIA JEITA 日商 日商	(1)	高い所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツの個人所得税は日本に比べると割高な上(10%近く高い)、所得税の対象も広範なため、給与ネット保証を行う日本人駐在員のコストが割高になる。</li> <li>・ドイツでの所得税は40%と高く、フレンジベネフィットも課税対象となるため、会社としての負担が大きい。</li> <li>※フレンジ・ベネフィット...企業が給与所得者に対し賃金・給与以外に提供する福利厚生等の経済的利益。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税の減税。</li> <li>・フレンジベネフィットの課税対象からの除外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税法</li> <li>・個人所得税法</li> </ul>
	日商 日商 日機輸 日商	(2)	日独租税条約上の源泉税、二重課税の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツの税法では資本収益税(源泉税)が規定されており、現行の日独租税条約の適用を受けてもなお15%の配当源泉税が徴収される状況だったが、改定後の日独租税条約では(一定の条件を満たせば)2017年以降決議される配当金に対する配当源泉税は0%となる予定。</li> <li>・2015年、二重課税回避のため配当源泉課税(15%)の早期撤廃を要望したが、日独租税条約改定により、2017年には撤廃の見込みと聞いている。</li> <li>・ドイツから日本へのロイヤルティ技術援助料の支払いについて、源泉税に関して不利な取り扱いがある。ロイヤルティの支払いについては10%控除があるが、十分ではない。</li> <li>・投資所得(配当)に関しても課税されるため、ドイツ子会社が配当する場合には、二重課税状態になっている。日独新租税協定(2015年7月実質合意)にて改善予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、日独両国政府の間でポジティブな合意が行われ、2017年1月1日と想定される早期の発効が期待される。</li> <li>・日独新租税協定の発効。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税法</li> <li>・日独租税条約</li> <li>・日独租税条約第10条第2項</li> <li>・Amend the German and Japan Double Tax Treaties to reduce the impact of local legislation</li> <li>・Various laws in each EU country and Japan</li> <li>・所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定</li> </ul>

\*経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p><b>(改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2011年12月、日独租税条約の改正交渉を開始した。</li> <li>2015年12月、新日独租税条約が署名され、投資所得(配当、利子、使用料)に関して、源泉地国における課税が减免されることとなった。</li> <li>2016年10月28日、日独租税条約の改正版が発効し、配当に係る軽減税率のうち、免税とされる受益者の要件が緩和された。</li> </ul>		
	日機輸	(3)	配当税免除手続きの煩雑さ	<p>2017年1月1日、新規に日・独租税協定が発効し、日系企業の日本本社への配当金にかかる税率が0%と削減された。ところが、この税率を適用するためには、ドイツ税務当局に対し、申請が必要とのことである。これに必要な手続きを行うために、ドイツ税理士に依頼する必要があるが、0%とした本来の目的が、いくらか損なわれる状況にあるため、この改善を求めたい。</p> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2016年10月28日、日独租税条約の改正版が発効した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日系企業の日本本社への配当金にかかる税率については、無条件に0%が適用され、特別な手続きが不要、とするように改善を望みたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日独租税協定</li> <li>配当金税法</li> </ul>
	日機輸	(4)	不明確なロイヤルティ源泉税免除手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロイヤルティ源泉税免除のための手続きがわかりづらい。社内に有識者が居る場合は自力で対応可能であるが、有識者が居らず外部コンサルタント等に依頼した場合、追加コストを必要とする。加えて、手続きの煩雑さから当局側でも事務処理に時間を要し、申請後実際に免除の恩恵が受けられるようになるまで数ヶ月かかる事例もあると聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続きを明確化しホームページ等で公開してほしい。ドイツ政府で不可能な場合は日本の財務省のホームページでも可。</li> <li>事務処理の煩雑さによるリードタイムの長さを改善してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日独租税協定</li> </ul>
16雇用	日商	(1)	労働者の過保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツの労働政策は現地従業員の保護、雇用維持に重点を置きすぎており、新規雇用による労働者年齢構成の適正化と新規業務への対応促進を疎外している。また、長期雇用・高齢化により賃金上昇抑制が難しく、財務を圧迫する要因となっている。</li> <li>さらに病欠認許が法制的に認められており、日常的取得により経営効率を阻害している(病欠でも100%賃金支給)。</li> <li>労働基準法では、減給や解雇に大きな制限があり、被雇用者の実質的正当評価を阻害する要因となるとともに、経営環境に応じた人件費の調整が難しくなっている。</li> <li>有期雇用は可能だが、最長2年であり以降の更新が不可であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柔軟性に欠ける労働条件の緩和と高賃金体質の緩和。</li> <li>法制化の見直しと、経営者側の権限拡大。</li> <li>解雇、減給に対して柔軟な対応が可能になるよう法整備を望む。</li> <li>固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種別労働協約</li> <li>労働時間規制法</li> <li>労働者保護関連法</li> <li>労働基準法</li> <li>雇用制限法</li> </ul>
	JBMIA 日商 日機輸					
	日機輸	(2)	分散型のVISA対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働滞在許可は本来、国の管轄すべき案件であるが、実際は居住地の市レベルの外人局・労働局が担当し、対応にバラつきが出る。特に日本本社からの派遣の場合、要求される書類を初め、対応に差異が生じるようである。同じ市の中でも、担当者によってバラつきが出ることもある。複数の市にまたがるプロジェクトの場合、単一の市に労働が限定されないことも重要である。</li> <li>工事プロジェクト等のために労働局側で用意されているプログラムを、外人局側が承知していない場合もあり、全国的な同質的対応が望めないのが実情である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社が外国にある会社からの社員派遣について、明確な指針、労働局と外人局との認識のすり合わせをし、全国同一の対応を徹底してほしい。</li> <li>ある程度の規模の会社、あるいは一定以上のプロジェクトについては、居住地の市ではなく、国のコーディネータを設け、居住地がどこであっても、要件を満たせばスムーズにビザが下りるよう、事前の必要書類等を適切に案内、調整してもらいたい。</li> <li>工事プロジェクトについては、例えば労働局側のプログラム(国際人材交換制度:</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在法</li> <li>労働法</li> </ul>

※経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
					<u>Internationaler Personalaustausch von Fachkraeften und Durchfuehrung von Auslansprojekten</u> の存在、あるいはその活用を各外人局に周知願いたい。		
17	知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	著作権補償金の賦課、遡及的課金	<ul style="list-style-type: none"> <li>私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。</li> <li>著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争や訴訟になっている。</li> <li>また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。</li> <li>紛争解決手続きに関する法改正が望ましい。適切な料率の基本算出式を定めるべき。</li> <li>補償金管理団体の契約を見直すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権管理法 13 条 13a 条</li> <li>Copy Levy</li> </ul>
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(2)	不十分な特許審査制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁よりも曖昧であるとされている。</li> <li>特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特に EPO と比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利を必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準を明確化していただきたい。</li> <li>国内法で明確な早期審査制度を規定していただきたい。</li> </ul>	
		JEITA 日機輸	(3)	使用言語の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ語以外の言語(英語)で特許出願をした場合でも、出願日の確保が可能である。しかし、優先日から 15 ヶ月以内にドイツ語の翻訳文の提出が求められる。また、PCT からドイツ特許出願を行う場合、ドイツ特許庁に対して英語の明細書を提出する機会がなく、誤訳発生に対する不安がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語出願後におけるドイツ語翻訳提出期間の繰り延べ・延長を認めていただきたい。</li> <li>また PCT からの移行に対しても、英語での手続きを認めていただきたい。</li> </ul>	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	自動部品	(1)	ドイツ支店の登記手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ国外で設立された法人のドイツ支店の登記を行うにあたり、商業登記裁判所に対して、当該法人の役員全員の公証人の「面前での宣誓供述書」を提出しなければならない。</li> <li>日本では代理認証が認められており、日本の認証手続に対して、ハーグ条約で領事認証不要とされているにもかかわらず、また、ドイツ国外で面前認証を行ったとしても、ドイツ商業裁判所では、結局書面で確認するしかないにもかかわらず、多忙な役員にあえて「面前」認証を求めるのは、時間と手間がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本法上適法に行われた認証(代理認証)をドイツ商業裁判所でも認めていただきたい。</li> </ul>	
25	政府調達	日機輸	(1)	頻繁に変更する入札ルール及び不透明な工業規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州鉄道事業者による鉄道部品の調達(入札)は、表面的には透明・公平を謳っているものの、欧州独自規格(EN 規格)や鉄道独自の認証(TSI 認証/IRIS 認証等)が存在し、事実上欧州域外サプライヤの参入障壁となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一スペックの製品における調達方法の明確なルールの設定をすべき。</li> <li>変更がある場合はその独語でなく英語による説明で OK とすべき(入札図書は独語のみ)。</li> <li>認証プロセスの明確化(2 年前から改善点はない)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EN10025 規格(鉄道用車輪)</li> <li>TSI 認証</li> <li>IRIS 認証</li> </ul>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JTA	(2)	国際規格	<p>・大手ユーザへの参入時に DIN、ISO の規格に準拠した製品形状や表示を求められる。日本企業にとっては新しい基準を作成することになり、現地の競合に比べて準備や対応費用が多く必要となる。</p>	<p>・DIN の規格が ISO へ採用されるケースが機械、工具業界では多く、JIS 規格等日本の規格採用を働きかける必要。</p>	<p>・DIN4000 から ISO13039</p>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。